

○ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年農林水産省令第二十一号）
 ○ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設） 第一条 農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の農林水産省令で定める農業用施設は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設 イ 主として、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される農業振興地域内において生産される農畜産物（ロにおいて「自己の生産する農畜産物等」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ 主として、自己の生産する農畜産物等又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設 四 （略）</p>	<p>（耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設） 第一条 農業振興地域の整備に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の農林水産省令で定める農業用施設は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設 イ 主として、自己の生産する農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 ロ 主として、自己の生産する農畜産物又は自己の生産する農畜産物を原料若しくは材料として製造され若しくは加工されたものの販売の用に供する施設 四 （略）</p>